

## 岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会の概要

平成22年度第2回岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会（以下「審査委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

### 記

#### 1 開催日

平成22年7月26日（月）午後1時30分から午後2時45分

#### 2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

#### 3 出席委員（敬称略 五十音順）

泉 照子，井上 信二，内田 通子，菊池 捷男，妹尾 直人

#### 4 事務局

##### （1）岡山市

松井統括審議監，大杉契約課長，岡本契約課課長代理，野崎契約課課長代理，角契約課課長補佐（物品契約係長），宮安契約課工事契約係長，井上監理課長，難波監理課課長補佐（契約指導係長），矢部監理課主任

##### （2）水道局

岸本統括審議監，中山管財課長，阪本管財課課長代理，國富管財課課長補佐，御幡管財課契約係長，名越管財課副主査，平井管財課主任

#### 5 会議次第

##### （1）開会

##### （2）議題

###### 1 岡山市抽出案件について審議

(1) 工事 西大寺射越污水管理設工事（その4）

(2) 物品 バッテリー（当新田環境センター非常用発電機用）

###### 2 岡山市水道局抽出案件について審議

(1) 工事 中央幹線 1200 mm～ 800 mm配水管布設工事(シールド工事)布設工の部

(2) 物品 応急給水栓接続ホース 8 2 本

###### 3 その他

## 6 会議概要

### (1) 工事 西大寺射越汚水管埋設工事(その4)

#### (概要説明)

A. 今年から異議申し立ての制度を導入したが、2件の入札が中止となっている。混乱は起きていないが、中止になった工事2件の対象になった人からはやりきれないという話は聞いている。そういう状況なので、何かご意見があればと思い抽出案件とした。

Q. 確認だが、約120本一般競争入札をやって、異議申立てがあったのが13本で、取り消しになったのが2本ということか。

A. はい。

Q. 異議というのは、それぞれミスがあったということか。

A. 疑義ということで受け付けたものが13件の工事に対してあった。その中で設計ミスであると本市が判断しているのは中止した2件と、落札候補が変わらないため中止しなかったものがあと2件あった。

Q. ミスの割合は、以前より増えているのか。

A. ミスの割合は、庁内に注意事項を通知したりしているので、減ってきていると思う。もう少し減るかという思いはあったが、やはり人間がやることなので、ミスというものはどうしても出てくるようだ。

Q. ちょっと多いような感じがするが。制度ができたことによる油断はないか。

A. この制度にしたから気が緩んでいるということはないと思う。間違えていたということが表に出るので。

Q. 取り消しになった事案はどのくらいの金額の誤差があったのか。

A. 1件は損料の取り方を間違えていたということで、設計金額3000万ほどの工事で5万6千円の誤差だ。もう1件の違算の金額は270万5千円だ。

Q. 大きいな。工期の遅れというのはどのくらいあるのか。

A. 再度公告には、1月もかかっていない。指摘されているところを修正して再度起案することになるが、1月以内には再度公告を出すようにしている。

Q. 以前は、どのくらい遅れるのか。

A. 正確には分からないが、1月以内に出せるということは無かったと思う。

Q. いったん中止にして再度公告するということだが、1回出ているから数字とかが完全に分かると思うのだが、そのあたりはどのような対応をしているのか。

A. 2回目入札というのは1回目に応札した人に限定して行っている。内容については大きくは変えることはでない。間違っていたところを修正することと、1か月ほどずれることによって単価が月ごとに変わるようなものもあるので、その入れ替えがある。追加したり削除したりできるのであれば修正したうえで出すが、設計書を見ているので、かなり正確な積算というのをしてくることになると思う。

Q . それでは、だいたい金額が分かった上での入札ということになるのか。

A . 2 回目はそうならざるを得ない。

Q . 特に問題あるように思わないが、この件を出したということは、他は議論の対象になるようなものは無いということを出してないのか。これが規則の改正によるはじめてのケースだったからということを出したのか。

A . そうだ。今回の規則の改正で「疑義申立て期間が終わって、問題がなければ落札決定です。」とはっきり言っているが、入札中止となることは業者にとっては厳しいとされているようだ。契約課としては、制度はやっていかなければならないと思っているが、改善できる場所があれば考えていかなければならないと思っている。

Q . 違算かどうか評価が分かれるような類のものはあるのか。

A . 基本的に入札するときに、事前に金額の入っていない設計書・現場説明書・仕様書を出している。それに基づいて競争しているが、その条件に書いてあることと違ったような内容で本市が積算していたというような場合を対象としている。

本市が定めた条件が、現場でやりにくいやり方であったとか、現場での数量が少し違うようなことは対象としていない。競争の公平性さえ保たれて順番が間違いなければ、問題はない。

Q . 気になったのは、違算かどうか評価が分かれるようなものがあり、「本当は違算ではないのに、違算となってしまった。」というようなことだが、そのようなことが起こることはないか。

A . そういうことはない。そのように明らかに違っているものだけだ。

## ( 2 ) 物品 バッテリー ( 当新田環境センター非常用発電機用 )

### ( 概要説明 )

Q . 競争させているが、これは随意契約の範疇に入るのか。

A . 160 万円未満の随意契約になる。

Q . 一般的に随意契約という言葉から想像することは、競争のない特定の業者を選んで、そこと契約を結んでいるイメージを与える。これを見ると 4 社とはいえ競争させて、その中で一番有利な業者を選んでいく。実質的には指名競争入札という感じだ。

ただ統計上の数字では一般の人の認識とはちょっと違う。そうすると、こういう場合も随意契約ですよという説明がいないのではないかと思う。

A . 同様の質問が先週もあった。随意契約と聞くと、1 社の単独随意契約と思われる方があられた。言葉の定義は難しいのかなと思っている。言葉とか言い回しとかを間違えないように対応していく。

Q . 今年 7 月から始まった電子入札がスムーズに行くように、周知徹底をしっかりとってほしい。

A．物品の電子入札について、昨年度は入札案件が対象だったが今年から対象を拡大し 160 万円を下回る随意契約，見積合せ，オープンも対象とした。

このような金額の小さい案件にも電子入札を導入するため，電子入札の説明会を 10 月頃から順次行った。また，模擬入札も，物品の業者全てに案内し，実施した。いろいろ準備をしていたつもりだが，周知ができていないようなところもいくらか残っていると思う。

想像していたほど混乱は起きていないという認識だ。ヘルプデスクの要員も配置し準備していたが，そこまで混乱はしていない。

Q．「電子入札に変わります。」という案内は，文書でしているのか。

A．ハガキも出したし，説明会も案内して何回かに分けて実施しました。ホームページの方にはずっと案内を掲載している。

(3) 工事 中央幹線 1200 mm ~ 800 mm 配水管布設工事(シールド工事) 布設工の部  
(概要説明)

Q．入札者は 6 JV だが，金額が 1 番高い JV が 2 番目というのはどういうことか。

A．総合評価落札方式なので，技術評価点 ÷ 入札書記載金額で総合評価点を算出している。その結果，落札した JV は，総合評価点が 9.5858 点で 2 番目となった。

Q．1 番総合評価点が高かったにもかかわらず，落札者としないうことに決められた JV があるのはなぜか。

A．入札公告に明記しているが，本工事は，低入札価格調査実施要綱第 7 条に定める予備調査を行っていない。しかし，著しく低い価格では，契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため，「落札者としないう基準」を設けた。

Q．技術評価点というのは客観的に数字が出るものなのか。

A．評価基準は曖昧にならないように，客観的に数値化できるようにしている。また，評価基準が適正であるかどうか，学識経験者の意見聴取も行っている。

Q．誰が見ても資料をすり合わせれば評価点が出るようなものなのか，主観が入ったの評価点になるのか，それはどうか。

A．「職員の主観が入っていません。」ということを見ていただくのが，学識経験者の意見聴取ということになる。

Q．そのときには入札参加者の名前等は全部出ているのか。

A．一切出していない。A 社・B 社ということで学識経験者には見ていただいている。

Q．(手元資料も限られているので)これを継続審議にしよう。

A．継続審議にするのであれば，どのような資料を準備すればよいか。

Q．次回までに準備して欲しい資料は，技術評価点はどういう項目があるのか。各共同企業体の点数。この点数の決め方は何で決まっているのか。委員会の構成メンバー。業者の名前は，技術評価の資料を見るときに，工法協会の機械を使用とかで分かることはないか。

Q . 総合評価なら 1 番総合評価点の高い J V が落札となるべきだが , 2 番目が落札者となっている。

A . 1 番総合評価点が高かった J V は , 価格が安かったため , 総合評価点が高くなりました。たしかに安いことに越したことはないのですが , 品質確保の観点から「落札者としにくい基準」を設けました。

Q . これはプロポーザルか。最初から設計は決まっているのか。

A . 局が設計した標準設計はある。本工事は , その標準設計にはない技術提案を求め , 価格と技術提案を総合的に評価し , 最も優れた業者に施工していただくものだ。

Q . 学識経験者の意見というのは , どういう位置づけか。

A . 評価結果を学識経験者に見ていただき , 評価方法に問題があれば , 再検討することになる。

Q . 技術評価点が 1 番高かった J V が落札しましたが , 他の会社と比べる優位性というのはどこにあるのか。

A . 評価方法としては , 「一次覆工 ( シールド掘削等 ) 時の安全性確保に関する施工計画」及び「二次覆工 ( 配管布設 , エアモルタル打設等 ) の品質・耐久性向上に関する施工計画」という , 大きくはこの 2 つの技術提案を求めています。その提案が優れていたということになる。

Q . 落札した J V の第 1 構成員は機械を自分で持っているのか。

A . シールドマシンは製作だ。

Q . では , 続きは次回願する。

( 4 ) 物品 応急給水栓接続ホース 8 2 本

( 概要説明 )

Q . 許容価格を超えているが , あらかじめ許容価格は分かっているのか。

A . 物品契約については , 許容価格は公表しない。